

福岡市商店街活力アップ支援事業助成金交付要綱

第1編 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が地域の活性化や課題解決のため自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり活動、集客の拡大や販売力の強化のために行う独自の事業に、福岡市商店街活力アップ支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域コミュニティを支える重要な役割を担い個性豊かな賑わいのある商店街づくりを促進し、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱において、助成の対象となる団体は、本市内の商店街及びその連合体であって、かつ、福岡市中小企業振興条例（昭和48年福岡市条例第21号）第2条第2号に規定する協同組合等に該当するもの（以下「商店街等」という。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる商店街等は、助成の対象としない。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（商店街等が法人である場合にあっては、その役員）となっている商店街等

(2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する商店街等

3 市長は、事業からの暴力団の排除に関し警察へ照会確認を行うため、申請をしようとする商店街等に対して役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の種類)

第4条 この要綱に基づく助成金は、福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅰ型）及び福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）の2種類とし、福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）については、さらに単独実施型と連携実施型の2種類を設ける。

第2編 福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅰ型）

(助成対象事業)

第5条 福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅰ型）（以下「Ⅰ型」という。）に係る助成の対象となる事業は、福岡市商店街活力アップ事業実施要綱第4条に定めるもので、かつ商店街等が経営基盤の強化を目指して、新たな取り組みとして企画したソフト事業であり、当該年度中に完結する単年度事業とする。

2 Ⅰ型に係る助成の回数については、1つの商店街等にあたり、1事業で、かつ、1回のみとする。

3 この要綱以外の本市の制度に基づく助成金の交付を受けて実施する事業については、Ⅰ型に係る助成の対象としない。ただし、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成要綱に基づく事業は除く。

(助成対象経費)

第6条 Ⅰ型に係る助成の対象経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、別表1に定めるものとする。ただし、本市の他の補助金・助成金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、団体運営上の経常的な経費等は助成の対象としない。

(助成金の額)

第7条 I型に係る助成金の額は、助成の対象経費の2分の1以下とし、40万円を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、同事業に国又は福岡県の支援制度を利用する場合は、助成率を減率する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第8条 市長は、I型に係る助成金の交付を希望する商店街等を公募する。助成金の交付申請をしようとする商店街等は、福岡市商店街活力アップ支援事業(I型)助成金交付申請書(様式第I-1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が認める書類の添付を省略することができる。

- (1) 商店街等の会員名簿及び役員名簿(様式第I-2号)
- (2) 商店街等の定款、規約又はこれに類する商店街の組織、運営の方法等について定めるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定によりI型に係る助成金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、関係機関等で構成される福岡市商店街支援施策等協議会の委員により申請内容を精査し、その意見を参考にして助成金を交付することが適当と認めるときは、その旨を福岡市商店街活力アップ支援事業(I型)助成金交付決定通知書(様式第I-3号)により、当該申請を行った商店街等に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果によりI型に係る助成金を交付することが不適当と認めるときは、申請者に対しその旨を福岡市商店街活力アップ支援事業(I型)助成金不交付決定通知書(様式第I-4号)により通知しなければならない。

(助成事業の変更)

第10条 前条の規定によりI型に係る助成の決定を受けた商店街等(以下、この編において「助成商店街等」という。)は、交付決定を受けた事業の内容又は交付決定額に変更が生じるときは、あらかじめ福岡市商店街活力アップ支援事業(I型)実施計画変更申請書(様式第I-5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるとき。
- (2) 交付決定額の20パーセント以内の変更であるとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 助成商店街等が当該年度のI型に係る助成対象事業を完了したときは、速やかに福岡市商店街活力アップ支援事業(I型)実績報告書(様式第I-6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の経過又は成果を証する書類等市長が必要と認める書類
- (2) 成果物
- (3) 助成対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第12条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の

支出が適正であると認められるものに対し、交付すべきⅠ型に係る助成金の額を確定し、福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅰ型）助成金確定通知書（様式第Ⅰー7号）により助成商店街等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条に規定する通知を受けた助成商店街等は、速やかに請求書を市長に提出し、Ⅰ型に係る助成金の交付を受けるものとする。

第3編 福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）

（助成対象事業）

第14条 福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）（以下「Ⅱ型」という。）に係る助成の対象となる事業は、福岡市商店街活力アップ事業実施要綱第4条に定めるもので、かつ次の各号に掲げるいずれかに該当するものとし、新たな取り組みとして実施する事業で年間を通じて計画的に実施し、事業効果の検証までを行いながら助成終了後も商店街の自主財源等により、自立して実施可能となるように取り組む事業とする。

- （1）地域特性を活かした魅力ある商店街づくりのプラン策定事業
- （2）地域の課題解決のため、自ら発意・企画し自主的に取り組む地域のまちづくりに寄与する事業
- （3）地域コミュニティの場を提供し、賑わいを創出する事業
- （4）集客力・認知度の向上、販売力強化を目的とする事業
- （5）前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するものとして市長が特に認めた事業

2 前項各号に掲げるいずれかの事業を実施するにあたり、商店街等が単独で事業を実施する場合を【単独実施型】、商店街等が地域の中の様々な活動主体と連携して事業を実施する場合、又は、商店街等組織内の若手又は女性会員複数名を企画構想段階から参画させ、主体的に事業を実施させる場合を【連携実施型】とする。

3 同一事業に対するⅡ型に係る助成の期間は、1商店街等あたり、3カ年を限度とする。

4 この要綱以外の本市の制度に基づく助成金の交付を受けて実施する事業については、Ⅱ型に係る助成の対象としない。ただし、福岡市商店街空き店舗等再生事業助成要綱に基づく事業は除く。

（助成対象経費）

第15条 Ⅱ型に係る助成の対象経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、別表2に定めるものとする。ただし、本市の他の補助金・助成金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、団体運営上の経常的な経費等は助成の対象としない。

（助成金の額）

第16条 Ⅱ型のうち、単独実施型、連携実施型に係る助成金の額は、別表3及び別表4に定めるものとし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、同事業に国又は福岡県の支援制度を利用する場合は、助成率を減率する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

（助成金の交付申請）

第17条 市長は、Ⅱ型に係る助成金の交付を希望する商店街等を公募する。助成金の交付申請をしようとする商店街等は、福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）助成金交付申請書（様式第Ⅱー1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が認める書類の添付を省略することができる。

- （1）商店街等の会員名簿及び役員名簿（様式第Ⅱー2号）
- （2）商店街等の定款、規約又はこれに類する商店街の組織、運営の方法等について定めるもの
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 連携実施型の交付申請をしようとする商店街等は、前項各号の書類に加え、連携状況確認書（様式第

Ⅱ－３号）を提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第18条 市長は、前条の規定によりⅡ型に係る助成金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、関係機関等で構成される福岡市商店街支援施策等協議会の委員により申請内容を精査し、その意見を参考にして助成金を交付することが適当と認めるときは、その旨を福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）助成金交付決定通知書（様式第Ⅱ－３号）により、当該申請を行った商店街等に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の審査の結果によりⅡ型に係る助成金を交付することが不適当と認めるときは、申請者に対しその旨を福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）助成金不交付決定通知書（様式第Ⅱ－４号）により通知しなければならない。

（助成事業の変更）

第19条 前条の規定によりⅡ型に係る助成の決定を受けた商店街等（以下、この編において「助成商店街等」という。）は、交付決定を受けた事業の内容又は交付決定額に変更が生じるときは、あらかじめ福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）実施計画変更申請書（様式第Ⅱ－５号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

（１）事業計画の細部の変更であって、助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるとき。

（２）交付決定額の20パーセント以内の変更であるとき。

（３）単独実施型又は連携実施型区分の変更がないとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第20条 助成商店街等が当該年度のⅡ型に係る助成の対象事業を完了したときは、速やかに福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）実績報告書（様式第Ⅱ－６号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）事業の経過又は成果を証する書類等市長が必要と認める書類

（２）プラン策定事業等にあたっては、その報告書等の成果物

（３）助成対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写

（４）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、助成対象事業の事業効果の検証について、助成商店街等に公開の場での報告を求めることができる。

（助成金の確定）

第21条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべきⅡ型に係る助成金の額を確定し、福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）助成金確定通知書（様式第Ⅱ－７号）により助成商店街等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第22条 前条に規定する通知を受けた助成商店街等は、速やかに請求書を市長に提出し、Ⅱ型に係る助成金の交付を受けるものとする。

2 助成商店街等は、当該事業の完了前であっても福岡市商店街活力アップ支援事業（Ⅱ型）助成金前払請求書（様式第Ⅱ－８号）を提出し、その事業の性質・資金計画上その事業終了前に交付することが適当であると市長が認めるときは、Ⅱ型に係る助成金の全部又は一部の交付を事前に受けることができる。

3 Ⅱ型に係る助成金の事前交付を受けた助成商店街等は、前条の規定により確定した助成金の額が、前

項の規定により事前に交付を受けた額に満たないときは、市長が指定する期限までにその満たない額を返還しなければならない。

第4編 雑則

(報告の徴収等)

第23条 市長は、Ⅰ型に係る助成を受けた商店街等又はⅡ型に係る助成を受けた商店街等（以下「助成商店街等」という。）に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(助成の決定の取消し等)

第24条 市長は、助成商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合はⅠ型又はⅡ型に係る助成の決定を取消し、及び交付したⅠ型若しくはⅡ型に係る助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を行うことを不相当と認めるとき

(経費の節減)

第25条 助成商店街等は、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成の対象となった事業の実施に当たり、経費の節減に努めなければならない。

(書類の保存)

第26条 助成商店街等は、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(財産の管理)

第27条 助成商店街等は、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、Ⅰ型又はⅡ型に係る助成金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(届出の義務)

第27条 助成商店街等は、その事務所を移転し、名称若しくは代表者を変更し、又は解散等の重大な事故が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(適用法規)

第28条 この要綱は、この要綱の規定に基づいて対象となる事業に対してⅠ型又はⅡ型に係る助成を行うことについて、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定を補うものであり、この要綱の規定と同規則の規定が相容れない場合には、同規則の規定を優先する。

(その他)

第29条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(福岡市商店街活力アップ支援事業助成要綱の廃止)
- 2 福岡市商店街活力アップ支援事業助成要綱は廃止する。

(福岡市商店街活力アップ支援事業助成要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定により廃止される前の福岡市活力アップ支援事業助成要綱に基づいて、平成23年度以降に助成を受けた事業と同一の事業について、平成25年度以降にこの要綱第14条の規定に基づくⅡ型に係る助成を引き続き受けようとする商店街等については、当該廃止される前の福岡市活力アップ支援事業助成要綱に基づいて助成を受けた年数と、この要綱第14条に基づいてⅡ型に係る助成を受ける年数を通算して、この要綱第14条第2項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後のこの要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第22条第3項並びに第24条の規定により助成金の交付を受けた商店街等が市に返還しなければならない義務を負う場合にあっては、当該義務が履行されるまでの間、当該商店街等に対しては、なお、その効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後のこの要綱は、平成27年4月1日から施行する。